

だいち（放課後等デイサービス）での活動における安全計画策定について

これは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）に基づき「だいち」の安全に関する事項についての計画及びその計画の実施を策定するものである。

1. 基本的な考え方（目的）

この安全計画では、従業者や児童生徒に対し、事業所内での支援時、散歩・外出事業、事業所等が実施する送迎事業等において利用している児童生徒の安全が保障できるよう、計画を作成し、実施するためにマニュアル作成、研修・訓練、PDCAサイクルにての見直し等の取り組みをおこなう。

2. 安全計画の策定

- ① 毎年度開始時までに次年度の各事業についての安全計画を策定し、全職員へ周知する。計画内で各外出時の際の安全確認のポイント、注意点等を確認する。
- ② 安全確認についての研修計画を策定し、実施する。その際に救急救命研修も含める事とする。

3. 情報公開

- ① 保護者に対しても定期的に安全計画・実施について周知するもの。
また、新規利用者には事前に重要事項等で「だいち」の安全計画について説明を行うものとする。
- ③ ホームページに安全計画及びマニュアル、実施状況等を定期的に掲載する（年1回程度）。その際は、個人情報保護に十分留意するものとする。

3. ヒヤリハットの作成

・車両使用時、事業所内外での活動時等に事故を起こしそうになった時や児童生徒を見失いそうになった際には、ヒヤリハットを作成し、全職員で情報を共有し、同様の事が起きないように十分注意を払う。

4. 各マニュアルの作成

- ① 事業所内・外出時に支援が安全に行えるように、その都度安全管理のマニュアルを作成する。
- ② 外出時・支援時に行方不明者がいた際のマニュアル（フローチャート等）を作成する。
- ③ 送迎・外出時の車両利用時の安全マニュアル（乗降時）を作成する。

いずれのマニュアルの作成にあたっても、具体的な役割分担を行い、事故が起きないように努めるものとする。